

岩倉市議会基本条例の検証シート（平成30年度（2018））

最終版

（検証対象期間：平成30年4月～平成31年3月）

岩倉市議会基本条例第27条の規定により条例の進捗状況を次のとおり検証します。

議会基本条例		実施状況	課題・その他
第1条	（目的）		
第2条	（定義）		
第3条	（基本原則）		
第4条	（議会の責務と活動原則）	議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。	
	（1）公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・議場システム更新により議場カメラを更新しモニターを新たに設置した。 ・正副議長の立候補制を導入し、立候補に当たっての所信表明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会放映について研究する。 ・正副議長の所信表明に対する質疑応答を研究する。
	（2）市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会サポーター制度を実施した。 	
	（3）市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・議案質疑の中で、議案に関連する条例の整合性について調査研究を行った。 ・12月定例会において、指定管理者の管理が想定される公の施設の開館日及び時間について規則で定められていることを指摘し、3月定例会で条例化が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き、議案に関連する条例については、注意を払っていく。
	（4）市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者から音が聞き取りにくいとの意見があったので傍聴席にスピーカーを増設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニターが見にくい状況があるが改修について検討する。
第5条	（議員の責務と活動原則）	議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。	
	（1）議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会における議員間討議が定着した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議における議員間討議を検討する。
	（2）市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等に積極的に参加することにより政策立案に繋げている。 ・市民からの請願提出に向けての活動にも真摯に対応してきた。 	
	（3）議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		
第6条	（議員研修の充実強化）		
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会主催で講演会を開催した。テーマ「シティプロモーションと地域ブランド」、講師 牧瀬稔氏、H30. 10. 13 ・大津市議会に行政視察（議会BCP）H30. 8. 9 ・飯田市議会に行政視察（行政評価）H30. 8. 17 ・他市議会からの視察（計33市町）に可能な限り全議員で対応した。 	
第7条	（議会図書室の充実）		
	議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費等で購入した書籍を図書室へ寄贈した。 ・現行法規の加除について協議した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費で購入した図書及び市が購入している図書について情報の共有化を研究する。 ・図書室のオープンデータ化を研究する。 ・市の図書館との連携を研究する。
第8条	（会派）		
	1 議員は、会派を結成することができる。		
	2 会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・6箇所を調査した。（議会改革、風力発電、保育園2箇所、公共交通、桜保全） 他、研修（セミナー）に23回参加した。 	
第9条	（政務活動費の執行及び公開）		
	会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年岩倉市条例第33号）を遵守し、その政務活動費の使途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。		<ul style="list-style-type: none"> ・引続き、HPへの領収書の公開の仕方は改善の必要があり課題とする。（報告書からリンクなどできるとよい。）

第10条 (市民参加及び市民との連携)		
1	議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。	・次回会議までに会議録を作成する仕組みを構築する。
2	議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	・専門的又は政策的識見等を積極的に活用する。
3	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・陳情第8号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」（市内在住者提出）を委員会及び本会議で採択した。 ・陳情第13号「陳情書」（岩倉市商工会提出）を、委員会及び本会議で採択した。 ・採択・不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに一部採択、趣旨採択を活用し適切に扱った。 ・6月定例会で請願第2号「西部保育園の維持・存続に関する請願」及び請願第3号「公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願」を継続審査とし、9月定例会にかけて丁寧な議論を行った。
4	議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・8月から市議会サポーター制度を実施した。 ・市議会サポーター委嘱前に事前説明会を3回実施した。 ・無作為抽出9人及び公募13人による計22人を市議会サポーターとして委嘱した。 ・市議会サポーターから75件の「市議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。 ・本会議、委員会等の傍聴のほか、議会報告会へも積極的に参加いただいた。 ・また、他市議会からの行政視察にも参加いただき、発言していただいた。 ・市議会サポーターとの意見交換会を全員に参加してもらうため2回実施した。 ・議会サポーターからの提案を受けて、12月定例会より、委員会では執行機関の説明員も着座で答弁を行ってよいこととした。
5	議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいトークを地域に向いて実施（市民活動支援センター並びに中央町、泉町、中野町、鈴井町、稲荷町及び五条町の6行政区）した。 ・岩倉五条川桜並木保存会、岩倉市農業委員会及び岩倉市文化協会と意見交換会を実施した。 ・議会報告会を計3回実施した。
第11条 (広報広聴機能の充実)		
1	議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報・岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会会議録の掲載遅延(再掲) ・各委員の議論と態度を掲載する。 ・HPで「岩倉市議会基本条例」を検索すると、平成23年の逐条解説がトップに出てきてしまうので、PDFの速やかな更新が必要。
2	議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会サポーター制度を導入した。(再掲) ・SNSを利用した広報を検討する。 ・HPに議会のあらましを説明する子ども向けページを作成することを検討する。
第12条 (議会と市長等との関係) 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。		
(1)	議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。	
(2)	議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・6月定例会本会議にて副市長より反問権が行使された。 ・12月定例会本会議にて総務部長より反問権が行使された。 ・12月定例会委員会にて市民部長より反問権が行使された。(12/20厚生) ・3月定例会本会議にて市長及び副市長より反問権が行使された。(一般質問)
(3)	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。	・文書質問取扱要綱を作成した。
(4)	市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。	
第13条 (議会審議における論点情報の形成)		
	議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	・説明資料は、本条に掲げる6項目を満たすものにしていくこと。
(1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯 (2) 政策効果等 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置		

第14条	(予算及び決算における政策説明資料の作成) 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。	・当初予算のみならず、補正予算の審議においても説明資料が提供されるようになった。	・説明資料は、第13条に掲げる6項目を満たすものにしていくこと。 ・施策評価のデータ提供。
第15条	(資料の提出その他の協力) 議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。	・会議外において執行機関に対し文書にて25回の資料要求を行った。	
第16条	(法第96条第2項の議決事件) 法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。	・議会基本条例推進協議会において、都市計画マスタープランと、多額の寄附行為にあつては議決事項とする提案があった。 ・「健康都市宣言」を議決した。(これまでも市民憲章、各種宣言を議決してきた。)	・議決事項にすべき行政計画等を検討する。
第17条	(運営の原則)		
1	議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。	・8月から市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関して多くの意見が提出された。(再掲)	
2	議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。	・議会サポーターからの提案を受けて、12月定例会より、委員会では執行機関の説明員も着座で答弁を行ってよいこととした。(再掲)	
3	議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。		
4	議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。	・委員会代表質問を行い、政策提言を行った。	
5	議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。	・議会基本条例推進協議会では昨年からの2つのチーム(ICT・機能強化)に加え、議会基本条例逐条解説チームと議会事務局強化チームを編成し、課題の検討を行った。ICTチームではICT推進基本計画報告書を立案した。 ・岩倉市議会会議規則の一部改正を行った。(H30.5、請願書提出方法の簡略化) ・岩倉市議会基本条例の一部改正を行った。(H30.9、委員会代表質問の追加) ・岩倉市議会基本条例の一部改正を行った。(H31.3、議会事務局の機能強化) ・岩倉市議会基本条例の逐条解説の改定を行った。	
第18条	(議員定数)		
1	議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例(平成14年岩倉市条例第18号)により定めるものとする。		
第19条	(議員報酬)		
1	議員報酬は、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成3年岩倉市条例第8号)により定めるものとする。		
2	議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。		
第20条	(議長及び副議長)		
1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。		
2	議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。		
3	副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。		
第21条	(委員会の運営)		
1	委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。	・委員会代表質問を行い、政策提言を行った。(再掲) ・請願を継続審査とし、調査を行った。	
2	委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。	・厚生・文教常任委員会において、歯と口腔の健康づくりに関する条例について視察を行い、その後、委員会代表質問に繋げた。同時に請願が提出され、全委員賛成で採択された。 ・6月定例会で継続審査になった請願を審査する厚生・文教常任委員会において、傍聴に来ていた請願者に委員長から意見陳述を促した。	

3	委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。		
4	委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。		
第22条 (代表質問及び一般質問)			
1	会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。		
2	常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・12月定例会において、総務・産業建設常任委員会及び厚生・文教常任委員会が、委員会代表質問を実施した。 ・申し合わせ事項を確認した。 	
3	議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をたずねるなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・4回の定例会で48名の議員が一般質問を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問の意義を再度確認する。
第23条 (議会議務局の機能)			
1	議会議務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。		
2	議会は、議会議務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチームにおいて本条の改正案を検討した。 ・パート職員の配置を1月当たり3日から最大10日に増やした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条の実効性を担保する。
第24条 (災害対応)			
1	議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。		
2	議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。		
3	議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・普通救急救命講習を全議員で受講した。 	
4	議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、1日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会BCPに関して、滋賀県大津市議会を視察した。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会BCPの策定
第25条 (議員の政治倫理)			
1	議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりで、公職選挙法の遵守を啓発した。 ・3月定例会で、公職選挙法を遵守する決議を行った。 	
2	議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。		
第26条 (他の条例等との関係)			
	この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはならない。		
第27条 (検証及び見直し)			
1	議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・12月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、平成31年1月24日、28日、30日、及び3月15日に検証を行った。 	
2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。		
3	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会で、第22条改正理由と背景を説明し、改正した。 ・3月定例会で、第23条改正理由と背景を説明し、改正した。 	

○今後の課題について

次年度からの検証は、内部評価に加えて、第三者評価の創設を検討すること。